

2024年10月1日

吸収分割に係る事後開示書類

東京都品川区南大井六丁目25番3号
株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ
代表取締役社長 丸山 顕

長野県駒ヶ根市赤穂8172番地60
株式会社ハーモニックウィンベル
代表取締役 手塚 太久

株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ（以下「HDSI」といいます。）及び株式会社ハーモニックウィンベル（以下「HWB」といいます。）は、2024年8月7日付で締結した吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2024年10月1日を効力発生日として、HDSIがその事業に関して有する権利義務をHWBが承継する吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

会社法第791条第1項第1号及び同法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条の規定によりHDSI及びHWBの本店に備え置くこととされる吸収分割により吸収分割承継会社が承継した吸収分割株式会社の権利義務その他の吸収分割に関する事項として法務省令で定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2024年10月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続並びに同法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

HDSI は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

HDSI は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 8 月 27 日付で官報公告及び電子公告を行いました。所定の期限までに HDSI に対して異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続並びに同法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定による本吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

会社法第 797 条第 1 項の規定による株式買取請求をした株主はいませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

HWB は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 8 月 27 日付で官報公告及び電子公告を行いました。所定の期限までに HWB に対して異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

HWB は、本吸収分割の効力発生日である 2024 年 10 月 1 日をもって、HDSI から、本吸収分割契約に定めるメカトロニクス製品の製造事業に関して有する権利義務を承継しました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

会社法第 923 条に基づく変更の登記申請は、本吸収分割の効力発生日である 2024 年 10 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

6. 上記のほか、吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上